

### 令和5年度 町立幼稚園入園児を募集します

#### ▼入園資格

町内に住民登録があり、在住している3歳児(平成31年4月2日(令和2年4月1日生まれ))  
 ※4、5歳児の入園希望者は、子育て・健康課保育幼稚園係へお問い合わせください。

#### ▼定員

松前幼稚園35人、古城幼稚園35人  
 ※現在3、4歳児のクラスに兄弟がいる場合は、優先して決定します。

#### ▼保育時間

●登園 8時30分～9時  
 ●降園 14時

※お弁当を持たせてください。  
 ※保護者と一緒に通園してください(駐車場数台分有)。

#### ▼申し込み方法

子育て・健康課に、「入園願」と「教育・保育給付認定申請書」(どちらも認め印(朱肉を使うもの)要)を提出してください。  
 右記書類は町ホームページからダウンロードできるほか、子育て・健康課、各幼稚園にあります。

#### ●子育て・健康課保育幼稚園係

☎985-4116  
 松前幼稚園(北黒田966番地2)  
 ☎984-1456  
 古城幼稚園(筒井1387番地1)  
 ☎984-2354

●受付期間  
**9月1日(木)～15日(木)**  
 8時30分～17時15分(土・日は除く)

幼稚園は楽しいよ  
 いろんなことに挑戦しよう!



●利用者負担額  
 毎月の保育料は無料ですが、PTA会費や諸費など実費負担があります。



### 9月20日から26日までは動物愛護週間 ペットとの快適な生活を



ペットは私たちの生活に潤いと安らぎをもたらしてくれる存在です。一方で、ペットの飼い主には、ペットが健康で快適に暮らせるように、また社会や近隣に迷惑を掛けないようにする責任があります。

犬と猫の飼い方の注意点を確認して、ペットとの暮らし方を考えよう。

- ▼犬を飼うときは
- ・鳴き声や他人の迷惑にならないようにしましょう。
  - ・ふん尿の始末をしましょう。
  - ・屋外ではリードをつけましょう。

- ▼猫を飼うときは
- ・室内で飼いましょう。
  - ・首輪や迷子札をつけましょう。
  - ・飼い主の知らない間に子猫が生まれよう、望まない場合は不妊去勢手術をしましょう。

●無責任な餌やりはやめましょう  
 おなかを空かせていてかわいそうだからと野良猫に餌を与えることで、そこに野良猫が集まり子を生まんで増えてしまいます。家で飼えないのであれば、餌を与えるのをやめましょう。

問 町民課生活環境係  
 ☎985-4117

### 2022夏 省エネキャンペーンの応募をお忘れなく

7・8月共に電気使用料を前年から削減した人の中から、両月合計の削減率上位168人に商品券をプレゼントします。詳細は、広報まさき6月号9ページを参照してください。

地球温暖化防止のために、一人一人ができることから始めましょう。

▼締め切り  
 10月11日(火)  
 17時15分  
 ※郵送の場合は、当日消印有効

問 町民課生活環境係  
 ☎985-4117



### 年金生活者支援給付金の請求手続き

所得が低い年金受給者のうち、経済的な援助が必要な人の生活を支援するため、年金に上乗せする形で「年金生活者支援給付金」が給付されます。

給付金を受け取るためには、請求手続きが必要です。対象者には、日本年金機構から見込み額を記載した給付金請求書(はがき形式)が送付されますので、届いた人は請求手続きを行ってください。

▼対象者 前年の所得額が老齢基礎年金の満額以下の人など  
 ※詳しくは、自分の基礎年金番号が分かるものを用意し、「給付金専用ダイヤル」にお問い合わせください。

●給付金専用ダイヤル  
 ☎0570-05-4092  
 ※050から始まる電話でお掛けの人は、☎03-5539-2216

【受付時間】  
 ・月曜日 8時30分～19時  
 ・火～金曜日 8時30分～17時15分  
 ・第2土曜日 9時30分～16時  
 ▼請求方法 日本年金機構から届いた給付金請求書に必要事項を記入し、返送してください。

問 松山西年金事務所(ナビダイヤル)  
 ☎925-5105  
 町民課住民係  
 ☎985-4106

### 「たいしんだより」を配布します

名古屋工業大学高度防災工学研究センターと協力し、町内の木造住宅耐震化を中心とした減災まちづくりの推進を行います。  
 地震の被害を減らすためには、事前の備えが必要です。10月から、「たいしんだより」を毎月各戸配布しますので、手元に保管し

無料の耐震診断も行っていきます!



て、いざというときに確認できるようにしましょう。  
 問 まちづくり課建築住宅係  
 ☎985-4122

### 新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

接種を希望する人は、次のいずれかの方法で接種日時を予約しましょう。

- **インターネットで予約**  
下のQRコードを讀み込んで、予約サイトから予約する。
- **コールセンターで予約**  
次の番号に電話して予約する。  
☎909-3253



※受付時間は9時～18時  
【武田／ノバックス社製ワクチン】  
接種対象者が拡充されました。変更後の対象者は、次のとおりです。

- ▼ **対象者**  
① 12歳以上の人で、まだ1回目接種を受けていない人
- ② 18歳以上の人で、3回目接種を受ける人（2回目接種から6カ月以上経過した人）

種を受けていない人  
② 18歳以上の人で、3回目接種を受ける人（2回目接種から6カ月以上経過した人）

【接種証明書】  
セブナイレブで接種証明書を取得できます。

- ▼ **取得可能時間** 6時30分～23時（土・日曜日、祝日も取得可能）
- ▼ **料金** 1通につき120円
- ▼ **必要なもの** マイナンバーカード

※海外用の接種証明書については、別途手続きが必要になりますのでお問い合わせください。  
問 子育て・健康課健康増進係  
☎985-4118

### 9月は集団食中毒防止月間です

夏の暑さで体力を消耗し、抵抗力が弱っている9月。気温の高い日が続くため、食中毒に注意が必要です。

弁当やテイクアウトを利用するときは、常温で放置せず、できるだけ早めに食べましょう。食べる前の手洗いも忘れずに。



問 子育て・健康課健康増進係  
☎985-4118

### 9月は健康増進普及月間です

生活習慣病を予防するには、運動習慣の定着、食生活の改善や禁煙などが大切です。この機会に、「まっさき健康ポイント」(左のQRコードから確認を)に参加しながら、生活習慣を見直してみませんか。



【歯周病を予防しましょう】  
口と歯の健康は、全身の健康と深く関わっています。歯周病は、たまった歯垢(プラーク)の中にある歯周病菌が歯茎に炎症を起こし、歯が抜けてしまう病気です。悪化すると、心臓病や肺炎などにさまざまな影響を及ぼします。毎日の歯磨きや定期健診を怠らず、歯周病を予防しましょう。



問 子育て・健康課健康増進係  
☎985-4118

### 精神障がい者の家族対象 家族懇談会に参加しませんか

松前町と伊予市が合同開催する「家族懇談会」では、精神障がいについて学んだり、参加者がお互いの体験を伝え合い、気持ちを共有したりしています。

- ▼ **日時**  
① 9月2日(金) 13時30分～15時  
② 11月25日(金) 13時30分～15時

- ③ 3月下旬(金) 13時30分～15時

▼ **場所**  
①・③ 松前町総合福祉センター  
② 伊予市総合保健福祉センター(伊予市尾崎3番地1)  
※参加を希望する人は、左記まで。  
問 子育て・健康課健康増進係  
☎985-4118

### 9月10日～16日は 自殺予防週間です

ストレスの多い現代社会では、誰もが心の健康を損なう危険性があります。自殺は特別なことではなく、私たち一人一人にとって身近な問題です。



【町の相談窓口】  
町は、専門員による「こころの健康相談」(よろず相談)(22ページ参照)を実施しています。悩んでいるときや周りで悩んでいる人がいるときは、気軽に「相談ください」。  
問 子育て・健康課健康増進係  
☎985-4118

### 対象年齢を過ぎて自費で接種した人へ HPVワクチン接種費補助(子宮頸がん予防)

HPVワクチンの積極的な接種勧奨の差し控えにより公費負担による定期接種の機会を逃し、自費で接種をした次の対象者に、定期接種と合わせて3回目までの接種に係る費用の補助を行います。  
▼ **対象者**(次の全てを満たす女性)  
① 平成9年4月2日～18年4月1

日に生まれた人  
② 令和4年4月1日時点で、町に住民登録がある人  
▼ **申請期限**  
令和5年2月28日(火)  
※詳細は、お問い合わせください。  
問 子育て・健康課健康増進係  
☎985-4118

### けんこう 健幸長寿のコツ、伝授します

医療・介護のスペシャリストが、健幸長寿のコツを伝授します。「いきいきセカンドライフ講座」に参加して、一緒に健康づくりを始めませんか。

▼ **日時** 10月3日(月)、24日(月)、11月7日(月)、21日(月)、12月7日(水)、21日(水)  
いずれも14時～15時30分  
※受け付けは13時30分  
※新型コロナウイルス感染症予防のため、日程が変更になる可能性があります。  
▼ **場所** 北公民館 大会議室  
▼ **対象** 町内在住の65歳以上で、おおよね全日程参加できる人



▼ **内容** フレイル予防、認知・口腔機能低下予防、体操、終活と成年後見制度の講話など  
▼ **定員** 30人(定員になり次第締め切り)  
▼ **参加費** 無料  
▼ **申し込み方法** 電話申し込み  
▼ **申込期限** 9月20日(火)  
▼ **申込先・問い合わせ** 福祉課地域包括支援センター係  
☎985-4205

### 後期高齢者医療保険加入者へ 保険証が新しくなります

現在お持ちの保険証(青色)の有効期限は、9月30日です。10月1日からは、新しい保険証(下のオリーブ色のもの)に変わります。



新しい保険証は、9月下旬に簡易書留で郵送します。保険証が届いたら、住所、氏名や負担割合などを必ず確認してください。9月末になっても届かない場合は、お問い合わせください。  
問 保険課医療保険係  
☎985-4107



【こころのいのちの相談窓口】  
県が開設している相談窓口は次のとおりです。  
▼ **ほっとダイヤル(通話料無料)**  
☎0120-188-556  
● **相談時間** 平日の17時～翌朝9時(※土・日曜日、祝日は24時間)  
▼ **ライン相談**  
次のQRコードからLINEの友達登録をすると、メッセージ機能で相談できます。  
● **相談時間** 水・木・日曜日の18時～22時(受け付けは21時30分まで)

### 9月10日は「下水道の日」です



下水道の日は、下水道を全国的に普及するため、昭和36年に「全国下水道促進デー」として始まり、平成13年に「下水道の日」となりました。

#### ▼松前町の下水道

平成14年から利用できるようになり、現在、筒井・浜・南黒田・北黒田・西古泉の一部地区で利用されています。

沿線の人は、下水道への接続をお願いします。

#### ▼下水道の役割

①さわやかな生活ができる  
トイレが水洗化されるので、衛生的で快適な生活に変わります。

#### ②街がきれいになる

家庭などから出る汚水が下水管に流れるようになり、街を清潔にします。

#### ③川や海がきれいになる

汚水が川や海などに直接流れないため水質が保たれ、豊かな自然が守られます。

#### ▼下水道を利用する皆さんへ

公共下水道に汚水を流す場合は使用開始の届け出を、使用を一時的に止める場合や排水設備を撤去する場合は使用休止・使用廃止の届け出をしてください。

#### 問 上下水道課業務係

☎985-4126

### 屋外広告物の表示には許可が必要です

町の許可なく、屋外広告物を表示・設置することは原則できません。しかし、現在無許可で表示・設置している屋外広告物が町内で多く見受けられます。無許可で表示・設置すると、30万円以下の罰金に処される場合があります。必ず申請をしましょう。

#### ▼屋外広告物とは

看板、立看板、張り紙や張り札・広告塔、広告板や建物などに表示されたものなど

▼申請方法 まずは左記担当係へご相談ください。

#### 問 まちづくり課都市計画係

☎985-4124

### 10月支給分から 児童手当に所得上限限度額が適用されます

10月支給(6~9月分)の児童手当から所得上限限度額が適用されます。これまで月額50000円の特例給付の支給対象となっていた人(所得制限限度額を超える人)のうち、所得上限限度額を超える人は、特例給付が支給されません。※令和4年6月~5年5月分の児童手当は、3年中所得により認定。受給資格を喪失します。今後、所得上限限度額を下回ったときは、改めて児童手当の認定請求書の提出が必要です。町民税課税通知書などを受け取った日の翌日から15日以内に請求書を提出してください。提出が遅れた場合は、請

扶養親族等の数	所得制限限度額	所得上限限度額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
4人	774万円	1,010万円
5人	812万円	1,048万円

求書を受け付けた月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。  
※扶養親族等：所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族  
※70歳以上の扶養親族等がある場合は、一人につき6万円を加算。  
問 子育て・健康課児童福祉係  
☎985-4114

### 令和4年就業構造基本調査を行います

10月1日を基準日として、全国で「就業構造基本調査」が行われます。この調査は、国民の皆さんの就業・不就業の状態を把握することで、雇用政策をはじめ、各種政策に必要な基礎資料を得ることを目的としています。

9月下旬ころから調査員が、無作為に選ばれた家庭に伺います。今回の調査では、インターネットでの回答も可能となっていますので、ご協力をお願いします。  
問 財政課統計電算係  
☎985-4101

### 秋の交通安全運動期間 交通死亡事故ゼロを目指そう



9月21~30日は、秋の全国交通安全運動期間です。この機会に一人一人がより一層交通安全を心掛け、交通死亡事故ゼロを目指しましょう。

#### ●全国の重点目標

・子どもと高齢者をはじめとする歩行者の安全確保  
・夕暮れ時と夜間の歩行者事故などの防止および飲酒運転の根絶  
・自転車の交通ルール遵守の徹底

#### ●愛媛県の重点目標

・道路横断中の交通事故防止対策の推進

#### 「おたさんで交通安全茶屋」

秋の全国交通安全運動期間に合わせ、「おたさんで交通安全茶屋」を開催します。

▼日時 9月23日(金・祝) 11時~12時

▼場所 エミフルM A S A K I フローラルゲート1周辺

▼内容 交通安全啓発グッズの配布 ※なくなり次第終了します。



#### 問 危機管理課危機管理係

☎989-5103

### 産業まつり「たわわ祭」出店者募集

▼日時 11月12日(土) 10時~16時、13日(日) 10時~15時  
▼場所 まさき村店舗前駐車場(エミフルM A S A K I敷地内)



▼申込み・問い合わせ 産業課商工水産観光係

☎985-4120

松前町商工会

☎984-1427

### 安心して利用してください ジェネリック医薬品を知っていますか

ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、効能や効果を持つ医薬品です。町は、皆さんの薬代の負担や国保から支払われる費用を抑えるため、低価格のジェネリック医薬品の利用促進を行っています。



Q 先発医薬品とジェネリック医薬品は同じもの？

A 有効成分や効能は同じですが、薬の形状、色、味や添加物などが違います。中には飲みやすく変えているものもあります。

Q どのくらい安くなるの？

A 先発医薬品と比べて5割程度、中にはそれ以上安くなるものもあります。

Q 安いけれど、効き目や安全性は大丈夫？

A ジェネリック医薬品の効き目や安全性は十分に確認され、厚生労働省の承認を得て製造・販売されています。

Q どうしたら処方してもらえますの？  
A 医師に相談し、処方箋が出たら調剤薬局でジェネリック医薬品を希望していることを伝えてください。ただし、医薬品の流通状況によっては、変更できない場合があります。

医師に伝えにくい場合は、ジェネリック医薬品希望シールを保険証やお薬手帳に貼る方法もあります。シールが欲しい人は保険課窓口までお越しください。

Q ジェネリック医薬品を使用したくない  
A ジェネリック医薬品の使用は強制ではありません。医師の意見や本人希望で使用したくない場合は無理に変更する必要はありません。

Q 手元にある薬がジェネリック医薬品かどうか知りたい  
A 医師や薬剤師に確認するか、インターネットで調べることができます。かんじやさんの薬箱 (http://www.generic.gr.jp/index\_srp.php)

問 保険課医療保険係  
☎985-4107

